## 令和2年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録(第1日目)

- 1 日 時 令和2年3月10日(火) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第34号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条 例制定について

4 出席委員(9名)

尾形修平君 2番 大 滝 国 吉 君 1番 平山 3番 耕君 4番 稲 葉 久美子 君 木村貞雄君 孝 君 5番 6番 長谷川 7番 鈴 木 一 之 君 8番 河 村 幸 雄 君

9番 渡辺 昌君

5 欠席委員

なし

6 傍聴議員

鈴木 いせ子 君 本間 善和 君 山田 勉君

7 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

 副
 市
 長
 忠
 聡 君

 税
 務
 課
 長
 建
 部
 昌
 文
 君

同課収納対策室長 大滝 豊 君(課長補佐)

同課生活人権室長 佐藤正明君(課長補佐)

環境 課長 中村豊昭君

保健医療課長 信田和子君

同課国保室長 佐藤克也君(課長補佐)

10 議会事務局職員

局長小林政一書記菅井洋子

(午前9時57分)

委員長 (渡辺 昌君) 開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第34号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と し、担当課長(税務課長 建部昌文君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。 (説 明)

税務 課長

それでは、議第34号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい てご説明申し上げる。令和2年度の国民健康保険税率について、本年1月16日の村 上市国民健康保険運営協議会の答申において被保険者の急激な税の負担増の緩和及 び安定した国民健康保険の財政運営を図る上で適当であると判断された税率に改定 するものである。令和元年度末の国保会計の剰余金残高見込みは約1億円である。 改定税率は、この剰余金約1億円のうち5,000万円を限度に活用することなどによ り、県が示した標準保険料率よりも引上げ幅を抑えた税率としている。税率改定の 内容については、本日お配りした右上に税務課資料と表示されている国民健康保険 税率改定資料によりご説明申し上げる。資料をごらんください。1の現行保険税率 と標準保険料率及び令和2年度改定税率(案)との比較をごらんください。国保税 額は、この区分のところの医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で算 定される。上の欄の①から②、・、③、・とあるが、①の現行保険税率と比較する と、・比較のとおり、後期高齢者支援金分を除き引き上げとなるが、国保会計の剰 余金を繰り入れることで標準保険料率・・・これは県が示したものであるが、この 標準保険料率との・比較より介護納付金分の所得割を除き、引上げ幅を抑えた税率 としている。次に、下の表の2、健康保険税率と標準保険料率及び令和2年度改定 税率(案)での保険税額の比較をごらんください。③、改定税率(案)では、1人 当たりの保険税額は現行保険税率より8,073円引き上げの10万4,138円、また1世帯 当たり保険税額は現行保険税率より8,626円引き上げの15万1,595円と見込んでいる が、国保会計の剰余金を繰り入れることで、②、県から示された標準保険料率によ る保険税額より引き上げ幅を抑えた保険税額となっている。次に、裏面をごらんく ださい。この裏面は、国保事業費納付金の本算定結果である。右の表の①から②、 ③とあるが、③、令和2年度1人当たり納付金額(本算定)で村上市の欄を見てい ただくと、11万9,495円となっている。一番下に県の平均があるが、11万9,479円と 村上市と、納付金額とほぼ同じ額になっている。説明は以上である。よろしくお願 いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は、起 立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2

議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (市民課長 八藤後茂樹君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長

それでは、議第38号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてご説明を いたす。昨年、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関 係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務の処理要領が改正され た。この改正によって、これまで印鑑登録ができなかった成年被後見人の方も、法 定代理人が同行して本人の意思で申請するときは印鑑の登録を受けることができる ようになった。このため、条例中の成年被後見人に関する規定を改正するとともに、

事務処理要領に合わせ条文等の改正を行うものである。この改正によって、これまで成年被後見人であることで受け付けもできなかった印鑑登録が印鑑登録できる道が開けたということになる。なお、条文の改正の内容については、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思う。説明は以上だ。

## (質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3

議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定 についてを議題とし、担当課長(市民課長 八藤後茂樹君)から議案の説明を受けた 後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長

それでは、議第39号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたす。平成27年3月に策定いたした村上市人権教育・啓発推進計画については、5年後をめどに市民の意識調査を行い、計画の評価と見直しを行うことになっている。意識調査の実施及び分析については、村上市人権に関する市民意識調査検討委員会が行っていたが、今回意識調査に関する事項を村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会の所掌事務に加えることで調査の実施、分析から評価見直しまで一貫して行えるようにするものである。説明は以上だ。

## (質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長 (渡辺 昌君) 散会を宣する。

(午前10時08分)